

第1回 江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会

日時：令和5年9月5日（火）18：00～
会場：江戸川区役所4階 第1・第2委員会室

【全体会次第】

- 1 開 会
- 2 区長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 委員長選出・職務代理者の指名
- 5 議 事
 - (1) 委員会の所掌事務
 - (2) 検証・検討体制とスケジュール
 - (3) 不適正事案の概要
 - (4) 内部調査報告
 - (5) 福祉事務所の現状
- 6 質疑応答
- 7 その他
- 8 閉 会

[配付資料] 別紙のとおり

【第三者専門委員会次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 次回専門委員会に向けた資料・調査要望
 - (2) その他
- 3 閉 会

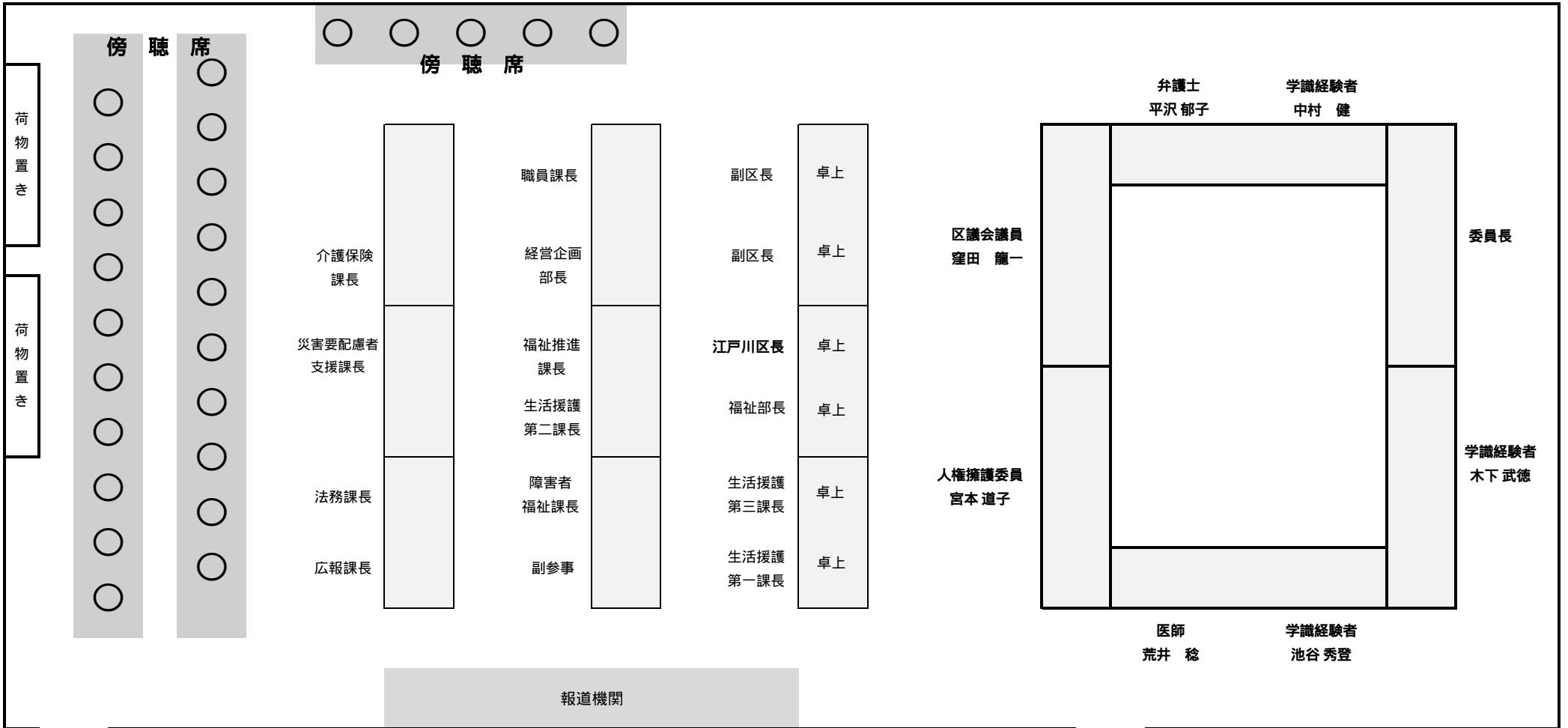
事務局：福祉部生活援護第二課

江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会

委員名簿

	種 別	氏 名	所 属 ・ 職
第三者専門委員	医 師	荒井 稔 <small>あらい みのる</small>	東京臨海病院 特任精神科医・統括産業医
	学識経験者	池谷 秀登 <small>いけたに ひでと</small>	立正大学 社会福祉学部教授
	学識経験者	木下 武徳 <small>きのした たけのり</small>	立教大学 コミュニティ福祉学部教授
	学識経験者	中村 健 <small>なかむら けん</small>	新潟大学 歯学部准教授
	弁 護 士	平沢 郁子 <small>ひらさわ いくこ</small>	大空法律事務所 パートナー弁護士
区議会議員代表委員	窪田 龍一 <small>くぼた りゅういち</small>	江戸川区議会 副議長	
民生委員代表委員	須賀 理 <small>すが おきむ</small>	江戸川区民生・児童委員協議会 会長	
人権擁護委員代表委員	宮本 道子 <small>みやもと みちこ</small>	東京人権擁護委員協議会 江戸川地区委員会 会長	

江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会
会場：第1～2委員会室



江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和4年度に発覚した生活保護法(昭和25年法律第144号)に係る業務における不適切な事案(次条において「不適切事案」という。)について、客観的かつ公正な検証により原因を究明し、もって再発防止を図るため、江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を江戸川区長(以下「区長」という。)に報告する。

- (1) 不適切事案の発生を受けて実施した江戸川区の内部検討委員会による調査内容の検証に関する事項
- (2) 前号の検証を踏まえた原因究明及び再発防止対策に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、8人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法務関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 江戸川区議会議員
- (5) 民生・児童委員
- (6) 人権擁護委員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の報告を終える日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は委員長と協議の上、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 江戸川区情報公開条例(平成 13 年 3 月江戸川区条例第 19 号)第 7 条第 1 項各号に規定する情報について協議するとき。

(2) 会議を公開することにより、率直な意見交換若しくは審議の公正性が阻害され、又はそのおそれがあるとき。

3 会議を公開する場合における傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

4 委員長は、第 2 項第 1 号の規定に該当する場合を除き、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議の出席を求めて説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、第 2 条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第 8 条 委員及び第 6 条第 5 項の規定により会議に出席した者は、会議の内容その他会議において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第 9 条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

2 区長は、第 6 条第 5 項の規定により会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償を支払うことができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、福祉部生活援護第二課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第三章 福祉に関する事務所

（設置）

第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

- 2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
- 3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。
- 4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
- 5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
- 6 市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。
- 7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
- 8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（組織）

第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

- 一 指導監督を行う所員
- 二 現業を行う所員
- 三 事務を行う所員

- 2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
- 3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。
- 4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務

をつかさどる。

5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

(所員の定数)

第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯(以下「被保護世帯」という。)の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

(服務)

第十七条 第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（葬祭扶助の方法）

第三十七条 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 行政文書の開示（第五条—第十七条）

第三章 審査請求（第十八条—第二十一条）

第四章 情報公開の総合的な推進（第二十二条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第三十条）

付則

第一条から第六条まで（略）

（行政文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

四 行政上の義務に違反する行為の取締りその他に関する情報であつて、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの

五 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に区民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

六 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

七 実施機関以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ

ると認められるものを除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第五条第二項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったときは、当該請求を拒否することができる。

第八条から第三十条まで (略)

江戸川区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年江戸川区条例第11号）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、区の区域に福祉に関する事務所を設置する。

第二条 前条の福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

第三条 この条例に定めるもののほか福祉に関する事務所について必要な事項は、区長が定める。

別表（第二条関係）

名称	位置	所管区域
江戸川区福祉事務所	江戸川区中央一丁目四番一号	区の区域

江戸川区福祉事務所処務規程（平成2年江戸川区訓令第11号）

（掌理事務）

第一条 江戸川区福祉事務所（以下「所」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定に基づく、援護、育成又は更生の措置及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定に基づく支援に関する事務を行う。

2 前項に定めるもののほか、所は、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める社会福祉に関する事務を行う。

（課、係等の設置）

第二条 所に次の課、係及び担当係を置く。

（略）

生活援護第一課

（略）

生活援護第二課

（略）

生活援護第三課

自立支援係

相談係

生活援護第一係

生活援護第二係

生活援護第三係

生活援護第四係

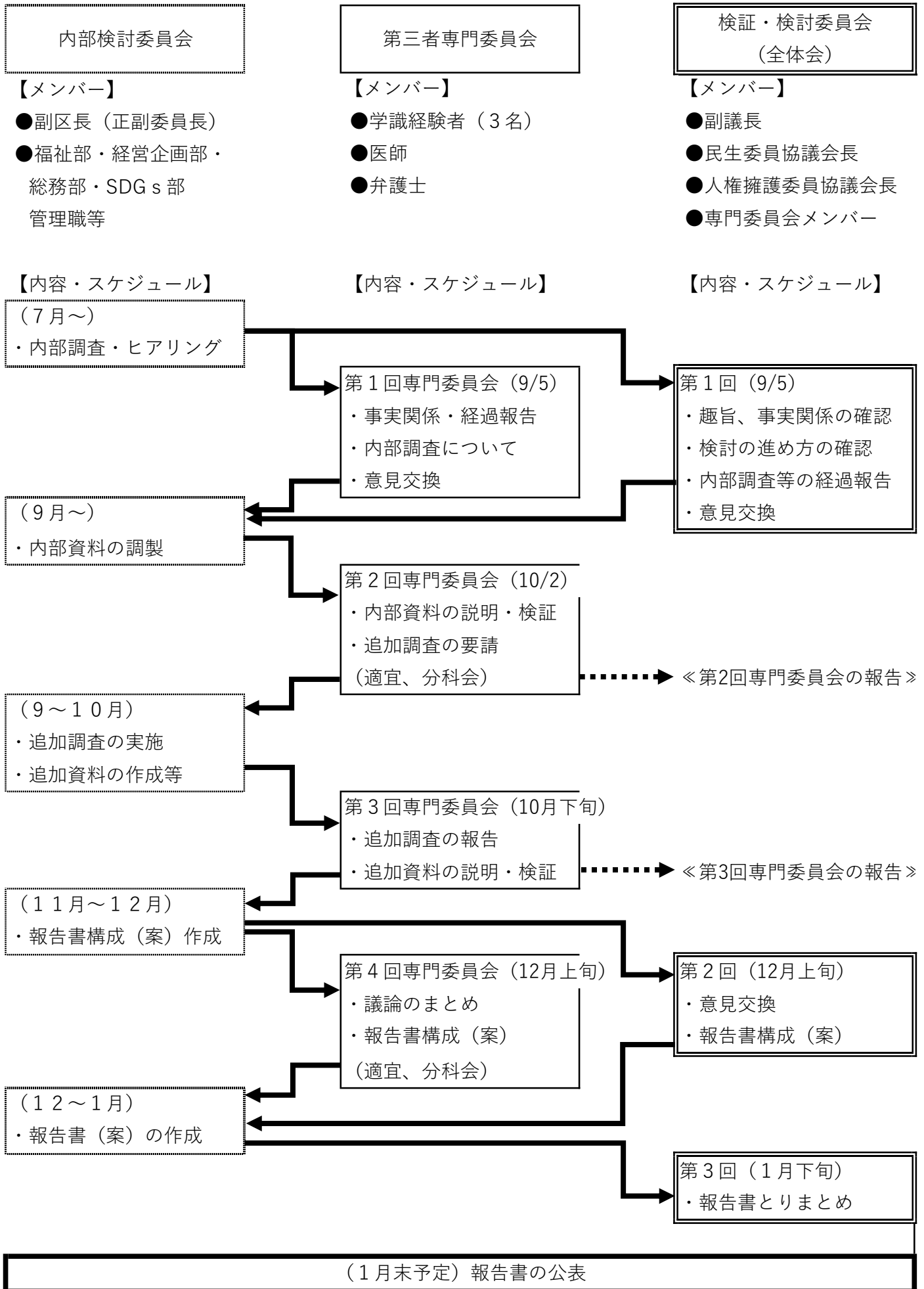
生活援護第五係

生活援護第六係

生活援護第七係

課務担当係

生活保護業務不適切事案の検証・再発防止策検討体制とスケジュール



江戸川区生活保護不適切事案について

1 事案の当事者

- ・当該受給者（60代男性）
- ・担当CW（20代男性）

2 事実経過

(1) 事案の概要

令和5年1月10日（火）当該受給者の自宅を訪問した介護ヘルパーが、自室で倒れている当該受給者を発見した。介護ヘルパーから連絡を受けた訪問診療医が死亡を確認し、その場で死亡診断書を作成した。

その後、訪問診療所のスタッフが、生活援護第三課に電話をかけ、担当CWに当該受給者の死亡を伝えた。しかし、担当CWは死亡後の対応を行わないまま2か月半が経過した。

令和5年3月27日（月）当該受給者に福祉用具を貸与していた事業者が用具の回収に当該受給者宅を訪問したところ、遺体を発見した。

(2) 事案の詳細

令和5年1月10日（火）2階建ての民間賃貸住宅の1階に単身で暮らす当該受給者の自宅を午前9時20分に訪問した介護ヘルパーが、室内（ワンルーム）で倒れている当該受給者を発見した。直ちに119番通報するとともに、訪問診療医に電話で連絡した。

救急隊が先に到着し、その後到着した訪問診療医が死亡を確認、その場で死亡診断書を作成すると説明したため救急隊は撤収した。警察への連絡はされなかった。同行していた訪問診療所のスタッフが、生活援護第三課の担当CWに電話で当該受給者の死亡と死亡診断書を自宅に置いておくと伝えると、担当CWは「これから葬儀社に依頼する」と答えた。その後、死亡診断書を遺体の脇に置いて、訪問診療医、診療所のスタッフは現場を離れた。

同日、介護ヘルパーから電話連絡を受けた当該受給者のケアプランを担当するケアマネジャーは、福祉用具事業者に当該受給者が死亡したことを電話で伝えた。連絡を受けた福祉用具事業者が、貸与している福祉用具の

引き上げについて担当ＣＷに連絡を入れると、「翌週にでも遺留金調査に行くので、その時に引き上げをしてほしい。また連絡する。」と回答があった。

1月10日以降担当ＣＷから連絡がないことから、2月8日(水)午後、福祉用具事業者から担当ＣＷに電話したところ、「多忙で調整がつかない。来週あたり行こうと思うので連絡する。」と言われた。しかし、その後も担当ＣＷから連絡が入ることはなかった。

2月9日(木) 訪問診療所から担当ＣＷに電話で死亡診断書料の請求先を問い合わせしたところ、葬祭業者の名前を告げられ、請求書を送付したところ、該葬祭業者から該当する遺体はないと言われた。

2月22日(水) 担当ＣＷは、2月21日付で「〇〇(訪問診療所名)より入電。自宅で当該受給者の死亡が確認されたとのこと。定例前のため、保護費支給を一旦事務所払いに変更します。」と経過記録に記載をして、当該受給者の保護費支給方法を口座振込から事務所窓口払いに変更手続きをした。また、合わせて住宅費の代理納付も停止した。査察指導員は、起案文書を確認した際、当該受給者は2月21日に死亡連絡があったものと認識し、その後葬儀会社への手配等の処理が行われているものと思っていた。なお、事務所払いの保護費は、担当ＣＷにより戻入処理されていた。

福祉用具事業者は、その後も担当ＣＷから連絡がないことから、3月13日(月)午前、担当ＣＷに電話したところ、同じ係の職員に「午後から出勤」と言われ、午後になって連絡したところ「会議中」とのことだったため折り返し連絡するよう依頼したが連絡はなかった。

翌日の14日(火)午前、福祉用具事業者から担当ＣＷに電話を入れると「接客中」と言われた。昼前に再度、連絡を入れると担当ＣＷが出て「3月17日(金)午後2時にお伺いします。その日は大丈夫です。」との回答があった。

しかし、3月17日(金)朝、担当ＣＷから福祉用具事業者に「体調不良のため22日(水)に延期して欲しい。」と電話があった。

22日(水)午後1時、担当ＣＷから福祉用具事業者に「他の所に行かなければならないので再調整して欲しい。」と電話があった。

23日(木) 福祉用具事業者の責任者から担当ＣＷに電話があり、3月27日(月)午後2時に立ち会いの約束をし、担当ＣＷの上司である査

察指導員も「大丈夫です。必ず行かせます。」と回答した。

3月27日(月)午後2時過ぎ、福祉用具事業者の責任者から査察指導員に電話があり、「現場に担当CWが来ていない。」と言われた。担当CWは体調不良を理由に当日の朝、職場に休暇取得の連絡をしていたが、査察指導員は担当CWが当日午後、立ち合いの約束をしていたことを失念していた。責任者からの電話で気づき、「すぐに別の職員を向かわせる。」と答えた。しかし、福祉用具事業者は、当該受給者宅のドアの鍵が開いていたため、別の職員が到着する前に部屋に入ったところ、遺体を発見し110番通報した。

3月27日(月)午後2時30分頃、葛西警察署の署員が当該受給者宅に到着し、室内で遺体を確認した。その後、福祉用具事業者の責任者が査察指導員に連絡して、遺体を発見したので警察に通報したこと伝えた。同じ頃、葛西警察署の署員からも同様の電話連絡が生活援護第三課にあり、担当CWによる遺体放置事案が発覚した。

遺体は葛西警察署に移送され、3月28日(火)に検死解剖された。

3月29日(水)、葛西警察署からの依頼で遺体を葬祭業者が引き取った。

3月30日(木)、戸籍調査で把握していた親族(交流なし)に当該受給者に関して連絡事項がある旨の手紙を送付したが、4月13日の期限までに折り返しの連絡はなかった。

4月18日(火)、1月11日付で保護を廃止する旨の決裁を行った。

4月27日(木)に民生委員を葬祭執行者として葬祭が執行され、4月28日(金)、葬祭扶助費の支給決定をした。

(3) 事案発覚後の区の対応等

3月27日(月)、区長にメールで一報を入れ、28日(火)、区関係者で情報を共有するとともに、事実確認、関係者への影響、マスコミ等への公表、他に不適切な事例がないかの調査、再発防止策の検討を開始した。

同日、担当課長が課内の職員に事案の報告及び他に事務懈怠となっている事案がないか確認した。

また、担当CWについては、内部事務に業務を変更した。

4月7日(金)～20日(木)、職員課による職員出張相談を実施

5月25日(木)、担当CWから書類送検されたと報告があった。

6月22日(木) 担当CWから6月21日付で不起訴処分になったと報告があった。

6月29日(木) 担当CWに対し停職5日の懲戒処分を行った。上司である担当係長は訓告、担当課長は厳重注意を受けた。

6月29日(木) 30日(金) 議会、関係者に対して説明を行った。

6月30日(金) プレスリリースを行った。

7月5日(水) 区議会理事会で事実経過の概要等について説明した。

7月10日(月) 区議会全員協議会で事実経過の概要と再発防止策等について説明した。

7月14日(金) 区HPに不適切事案の概要と再発防止策を掲載した。

7月19日(水) 内部調査の実施及び事案の原因究明と再発防止策を提言する第三者委員会の設置を検討する内部検討委員会を設置した。

8月6日(日) 内部検討委員会により、台帳確認調査を開始した。

8月7日(月) 内部検討委員会により、関係職員に対するヒアリング調査を開始した。

8月9日(水) 江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会を設置した。

8月15日(火) 委員会設置と新たな不適切事案のプレスリリースを行った。

再発防止策の実施概要について

1 職員への面接

(1) 職場相談員による実施

概要

事件を受けて不安を訴える職員がいたことから、職員課職場相談員が、CWなどの職員（休職者除く）73人を対象に面接を実施した。

日時

令和5年4月7日（金）～4月20日（木）

(2) 管理職による実施

概要

人事評価面接等の機会を捉え、課長が84人に対して職員面接を実施した。

日時

令和5年5月29日（月）～6月14日（水） ほか

2 事務処理上の改善

(1) 概要

受給者死亡時の事務処理手順を明確化するため、新たに「チェックリスト」を作成した。

受給者死亡時に情報共有を徹底するため、死亡連絡を受けた職員が「死亡連絡票」（新規作成）を記入し、査察・課長に回議する運用とした。

受給者が死亡した場合の対応について、マニュアルの見直しを行った。

3 研修の実施

(1) 概要

同様の事案を発生させないため、管理監督者としての適正な運用管理能力、事故の未然防止力、危機管理能力、人権意識の向上を図ることを目的に、外部講師による研修（講義およびグループワーク）を実施した。

(2) 対象

福祉部管理職および生活援護課係長級職員

(3) 日時

令和5年8月31日（木）午後6時30分～8時30分

(4) 講師

明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授 新保美香 氏

(5) その他

後日、福祉部職員全体を対象として研修会を実施予定。

4 委員会による調査・検証

(1) 内部検討委員会（R5.7.19設置）

【構成メンバー】

副区長2名、経営企画部長、福祉部長、職員課長、広報課長、法務課長
および福祉部全管理職

(2) 生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会（R5.8.9設置）

生活援護第三課職員へのヒアリング調査の実施概要について

1 実施時期

令和5年8月7日(月)から8月28日(月)まで

休職中職員等については、9月以降に順次実施予定

2 対象者

令和4~5年度に生活援護第三課に在籍した全職員(会計年度任用職員含む)

人事異動による転出職員を含む。

【内訳】

- ・課長 1名(休職中のため、未実施)
 - ・査察指導員 7名(うち1名は休職中のため、未実施)
 - ・ケースワーカー 89名(うち6名は休職中等のため、未実施)
 - ・その他 14名
-
- 合計 111名(実施済み:103名)

3 実施方法

福祉部管理職2名と総務部職員課係長級職員1名の3名を1組とし、職員1名に対し、調査員3名で聞き取りを実施した。

なお、ヒアリング時間は1人につき約30分とした。

4 質問項目

Q1:自分の心と身体の不調はありませんか。

Q2:今回の事件のことをいつ、どのように知りましたか。

Q3:事件のことをどう思いますか。

Q4:担当の職員は、なぜ2か月半も放置してしまったと思いますか。

Q5:自分のケースだった場合、あなたならどうしましたか。

Q6:上司や同僚に相談しづらい、声を上げづらい雰囲気がありますか。

ある場合、特定の係だけのものですか、課全体のものですか。

ある場合、具体的な状況、原因を具体的に。

Q7:仕事の分量(担当件数、ケースの困難度、時間外勤務)は多すぎませんか。

Q8:仕事の理解・知識は十分ですか(研修は足りていますか)(希望する研修)。

Q9:マニュアルや前任からの引継ぎは適切に行われていますか。

Q10:上司(査察・課長)およびメンターの指導・支援・配慮は足りていますか。

Q11：特定の人に負担が偏っているような状況がありますか。

Q12：令和4年度に退職・休職が相次いだ影響はありましたか。

Q13：最も負担と感じている業務は何ですか。

Q14：今の現状に問題があるとしたら、何が原因だと感じますか。

また、いつごろから問題と感じましたか。きっかけがありましたか。

Q15：課内でハラスメントや過度なプレッシャーを感じる言動をされた（見聞きした）ことはありますか。

Q16：すでに実施している再発防止策（チェックリスト、死亡連絡票）について知っていますか。

実行していますか。

有効だと思えますか。

Q17：今、自分の仕事で不安に感じていること、あるいは、今後問題になりそうなことはありますか。

Q18：自分以外のCWについて、Q17のような状況を見聞きしたことはありますか。

Q19：困っていること（相談したいこと）はありませんか。

Q20：仕事や職場について、今、一番気になっていることは何ですか。

Q21：この場で伝えておいた方がよいことがあれば、教えてください。

5 ヒアリング結果

集計、作成中（第2回専門委員会に提出予定）

【主な意見等】

- ・係によって相談しづらい雰囲気があった。
- ・課内でハラスメントや過度なプレッシャーと感じる言動が見られた。
- ・課独自のPTや棚卸作業の負担が大きかった。
- ・フロアによって雰囲気が異なっており、1階は雰囲気が良くなかった。

生活援護第三課における世帯台帳確認について

1 実施時期

令和5年8月6日(日)、8月11日(金・祝)、8月29日(火) いずれも全日

2 確認担当職員

生活援護第一課長、生活援護第二課長、介護保険課長、障害者福祉課長
(介護保険課長と障害者福祉課長はケースワーカー経験あり)

生活援護第一課、生活援護第二課の査察指導員

(6日8名、11日10名、29日1名)

3 対象ケース

当該ケースワーカーが過去1年間で担当した全111ケース

生活援護第三課の全ケースワーカーの持ちケース4,972世帯のうち、無作為抽出した180世帯(過去1年分 廃止ケースも含む)

計 291ケース

4 実施方法

上記の日程で生活援護第三課内にて、ケースの経過記録及び拳証資料等を「5 調査確認事項」に基づき、チェック方式で実施

5 調査確認事項

- ・基本情報・世帯番号、世帯類型、担当員、開始日(廃止日)、世帯構成、保護費支払方法、収入認定ありなし、訪問基準
- ・開始時拳証資料の確認
- ・最低生活費の計算・最低生活費、収入充当額、支給額、自己負担額(あれば)
- ・収入申告、資産申告について
 - *収入発生時に必ず収入申告書と拳証資料を収受しているか
 - *収入申告の金額と算定の収入充当額に相違はないか
 - *少なくとも就労可能な者は収入発生時、困難な者は年1回、収入・無収入申告書を収受しているか
 - *年1回、課税調査を実施しているか
 - *年1回、資産申告書(拳証資料も含めて)収受しているか
- ・返還金の状況
 - リストの状況から返還日を確認。記録に反映されているか
- ・経過記録の状況
 - 現在からみて、直近の記録はいつか (年 月)

・その他

- * 調査日から過去1年間の訪問回数は訪問基準を満たしているか(回)
- * 直近の訪問(年 月) 直近の来所(年 月)
- * アパート等の賃貸契約期限は問題ないか(更新期限 年 月)
- * 賃貸契約書の家賃と住宅扶助額(家賃認定額)は一致しているか(支払額 円)
- * 「契約更新料」を計上した後に賃貸契約書の写しを収受しているか
- * 「援助方針」は年1回以上策定しているか(直近の援助方針 年 月)
- * 扶養調査(期待可能性の判断、可能性ありの者への扶養照会)は実施しているか
- * NHK、水道料金の減免は手続きが終了しているか(NHK 済・未 水道 済・未)
- * おむつの支給に際して意見書の期限内になっているか
- * 通院等のタクシー移送等に際し、医師の意見書を徴取しているか
- * 就労阻害要因となる病状について病状報告書を取得しているか
- * 障害者加算の区分は、障害の等級と一致しているか
- * 死亡廃止の葬祭扶助・遺留金処理は適切か
(死亡日 年 月 日 葬祭支給日 月 日)

・特記事項(あれば)

調査結果

集計、作成中(第2回専門委員会に提出予定)

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入

支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

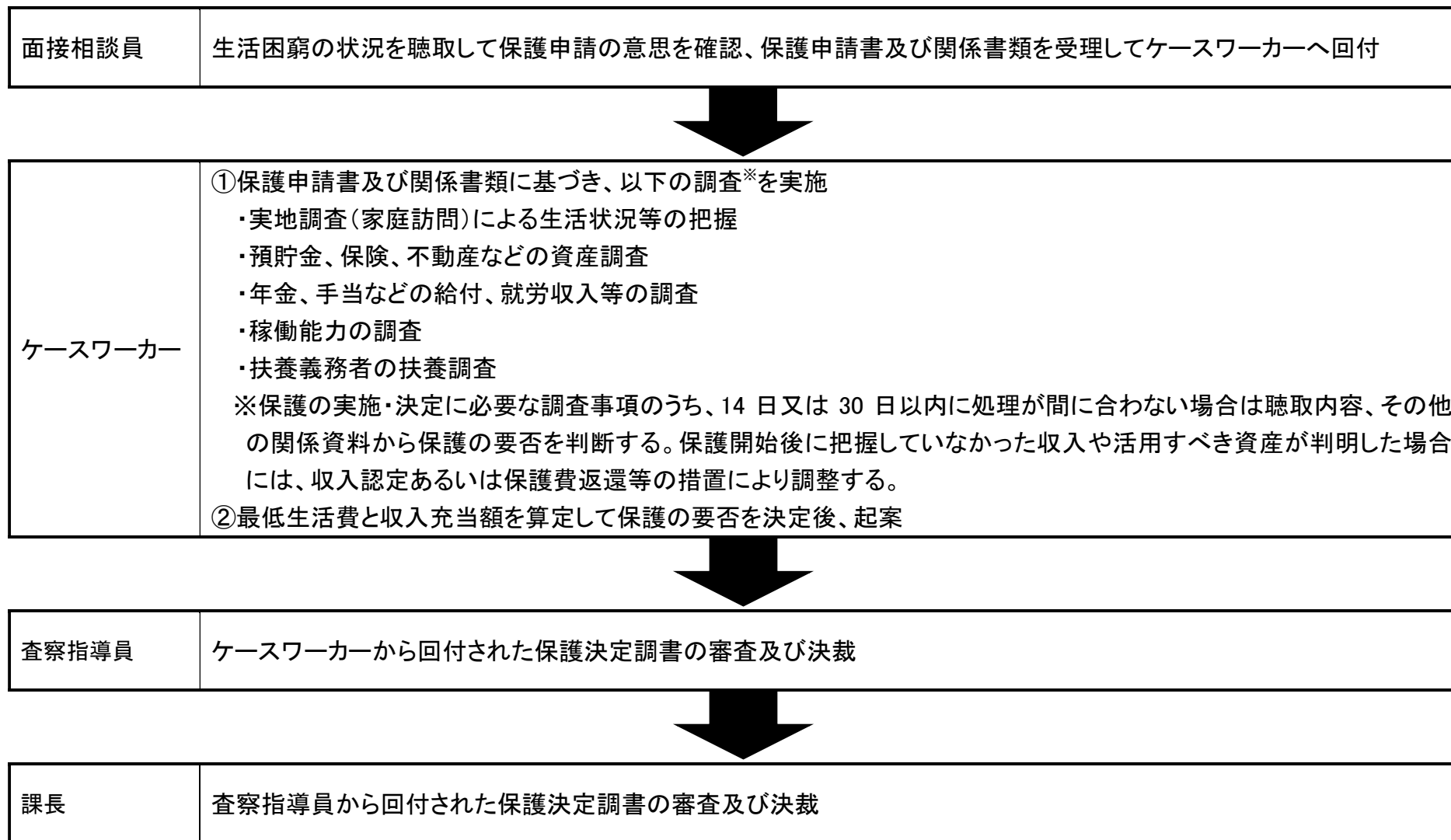
生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。
⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

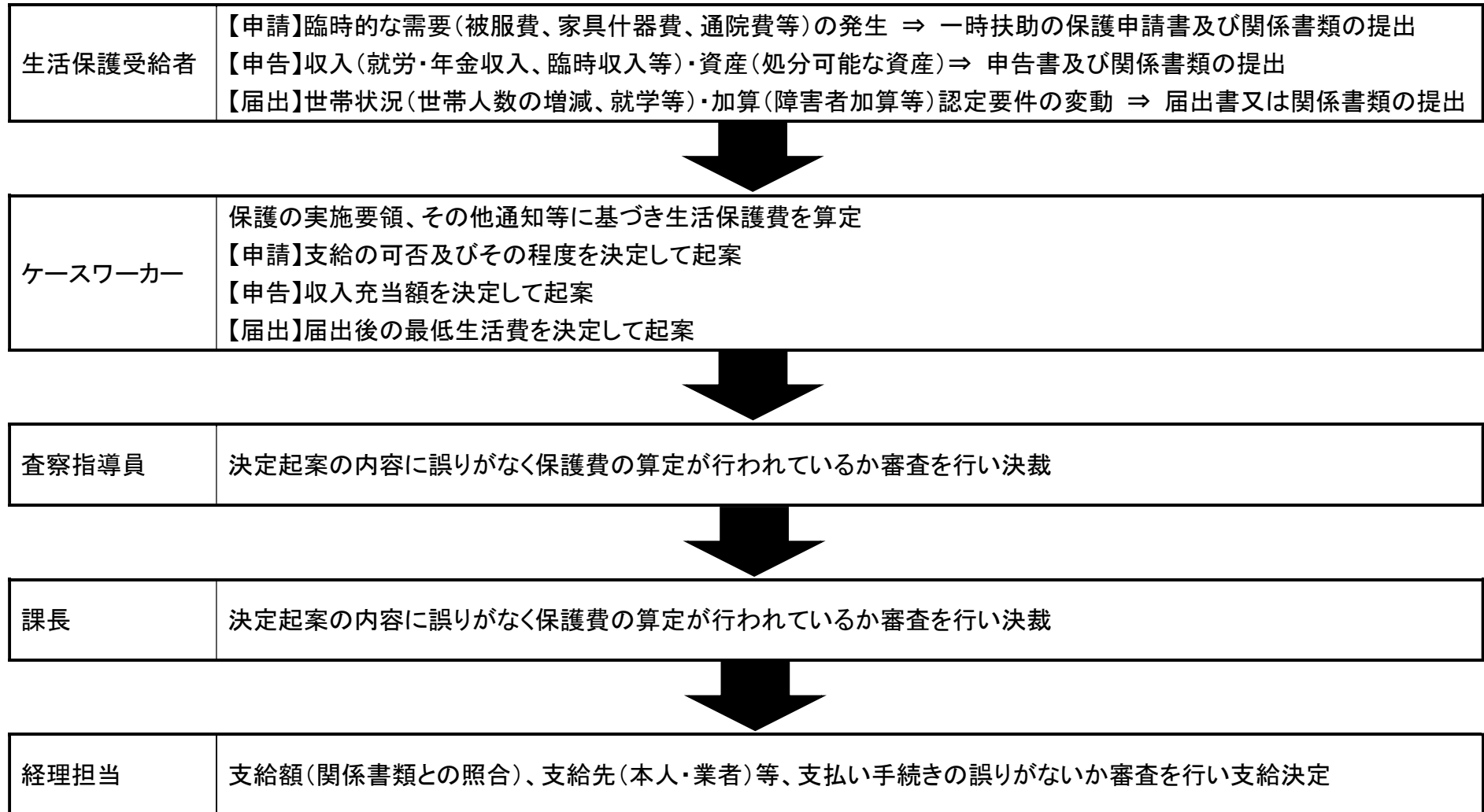
○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3／4、地方自治体が1／4を負担。

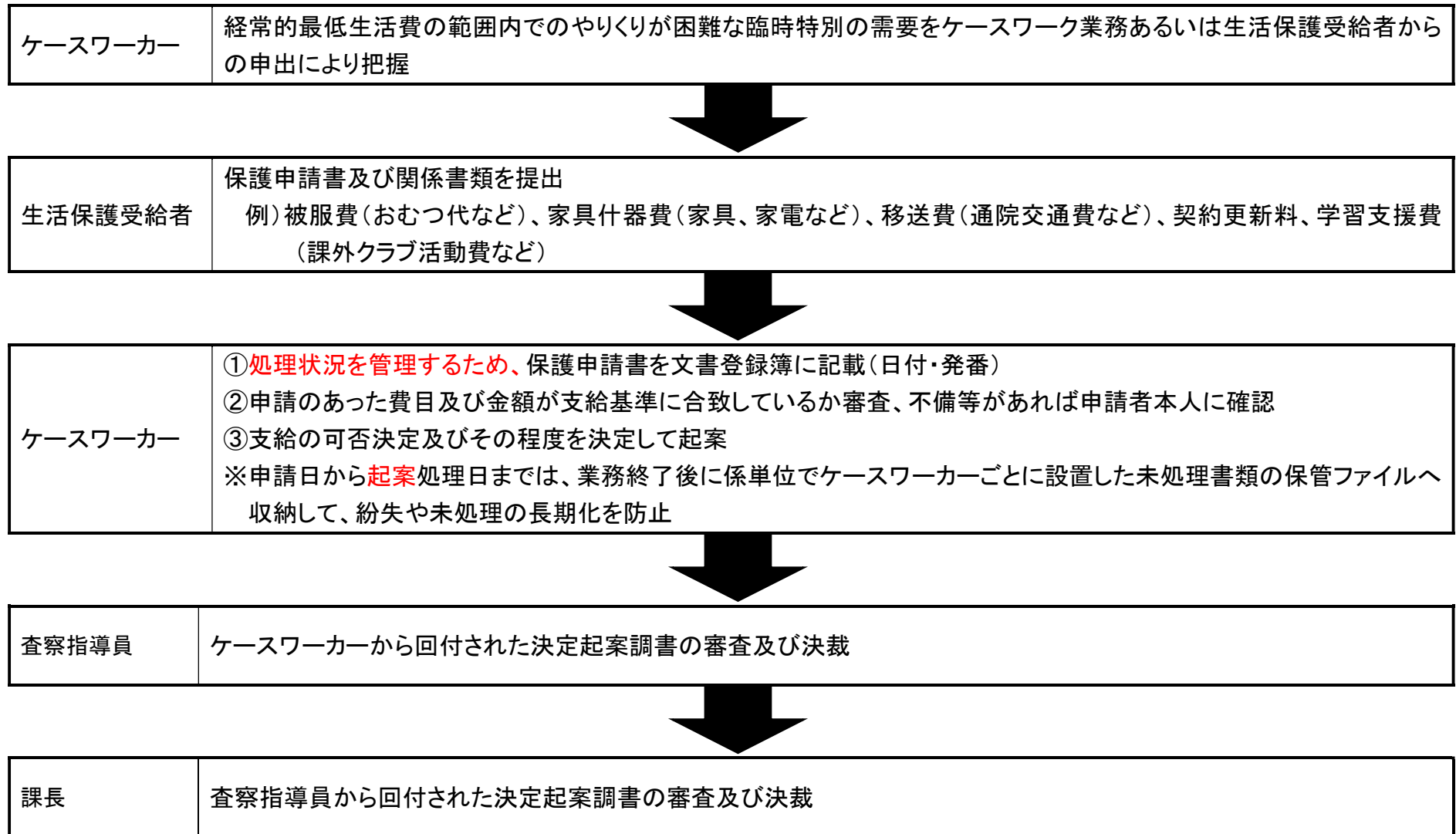
保護申請受理から開始決定までの流れ



生活保護開始後の事務処理の流れ



一時扶助支給決定までの流れ



死亡に伴う一般的な手続きの流れ(単身用)

死 亡



<場所>

路上



病院



自宅



<その後>

氏名・本籍地不明

病院



警察・検証



不明なままの場合、
墓地埋葬法により
区市町村(福祉推
進課)にて葬祭

葬祭業者へ遺体の引き渡し



死亡診断書の届出人につ
いて：①同居の親族 ②その
他の同居者 ③同居してい
ない親族 ④家主、地主、
建物の管理人のいずれかの
人になります。

- ・証明書発行
 - ・遺留金確認
 - ・親族へ葬祭業者の連絡
(火葬日程、遺骨のやりとり)
- 葬祭業者 → 死亡届提出
火葬許可申請

葬祭扶助実施



親族調査



親族なし
(連絡不能含)

親族あり

<調査>
・戸籍調査
・電報送付

扶助能力無

扶助能力有

扶養義務者以外からの
葬祭扶助申請
(甥、姪、民生委員・友人等)

扶養義務者から
の葬祭扶助申請

親族にて葬祭執行

要否判定

要

否

室内清掃について

- ①基本親族または家主で行う。
- ②親族で対応困難の際は、
アパート管理会社・家主側が
対応する。
(福祉事務所は介入しない)

遺骨引き取り有

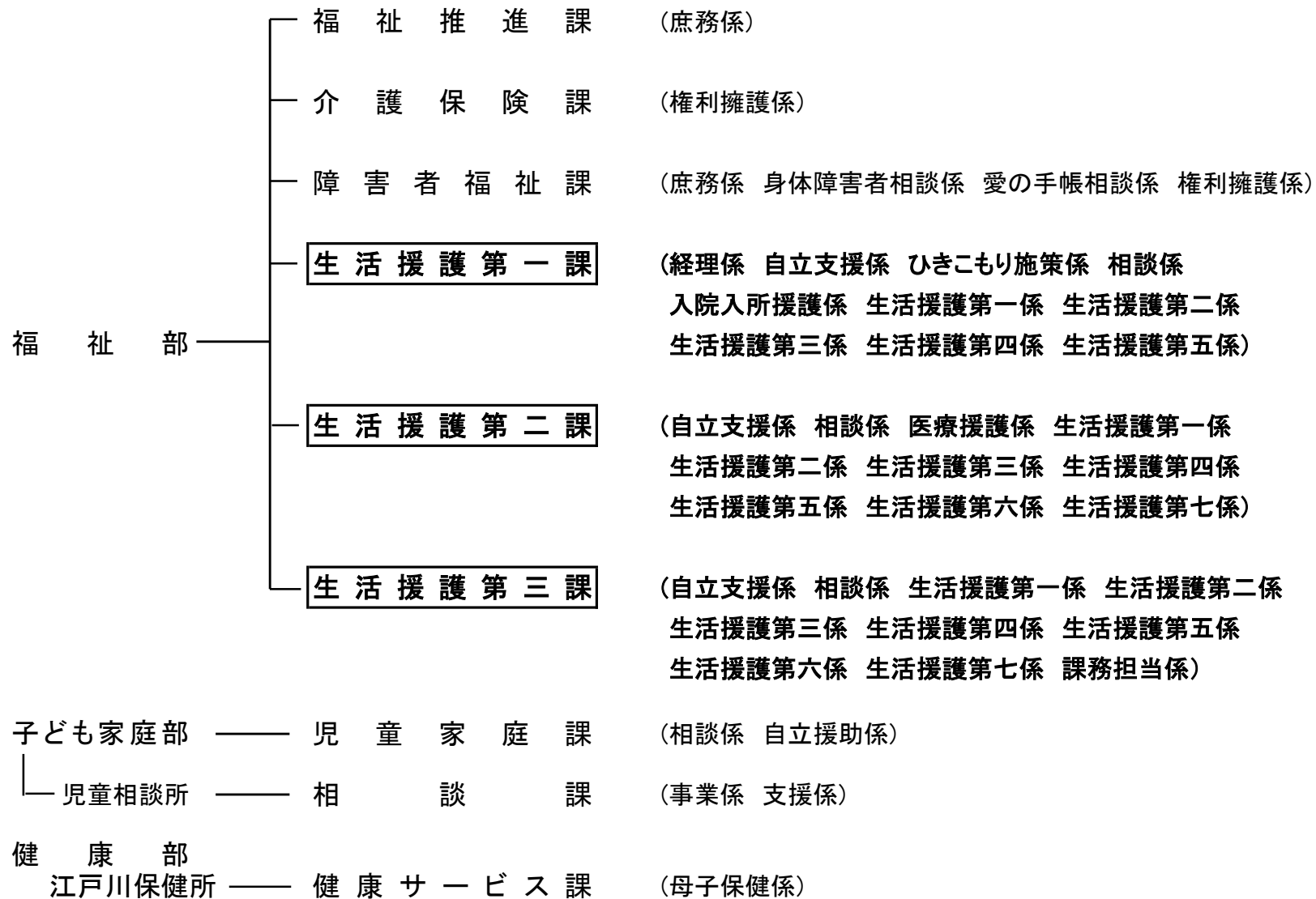
遺骨引き取り無

遺骨送付・手渡し

葬祭業者へ依頼



江戸川区福祉事務所組織図（令和5年4月1日）



江戸川区福祉事務所処務規程より

生活援護課の所管業務

1 各課の管轄



生活援護第一課

- ・小松川事務所管内の全域
- ・区民課(中央)管内の一部地域*

生活援護第二課

- ・小岩事務所管内の全域
- ・東部事務所管内の全域
- ・鹿骨事務所管内の全域

生活援護第三課

- ・区民課(中央)管内の一部地域*
- ・葛西事務所管内の全域

※区民課(中央)管内の担当地域

- ・東小松川3・4丁目、松江4～7丁目、一之江2～8丁目、春江町4丁目、江戸川4丁目15～25番地、西瑞江4丁目1・2・10～27番地
⇒生活援護第三課
- ・上記以外の地域
⇒生活援護第一課

2 各課の分掌事務

()は係の数

係 名		主 な 業 務	
経理係 (1)		○各課の予算、決算、会計等の経理統括 ○生活保護システムの管理及び連絡調整 ○返還金等徴収事務に関する各課の適正な運用管理	○文書、人事、統計、施設管理等の庶務 ○保護廃止世帯の返還金等徴収に係る調査・回収 ○各課各係間の連絡調整
自立支援係 (3)	各課共通	○自立支援プログラムの適正実施	○業務委託による専門支援の活用及び運用管理
	一課のみ	○中国残留邦人等支援給付	
	二課のみ	○被保護世帯の家財処分に係る清掃業務の受付及び連絡調整	
	二・三課のみ	○課内の予算、決算、会計等の経理 ○各係間の連絡調整	○文書、人事、施設管理等の庶務
ひきこもり施策係 (1)		○ひきこもり状態にある当事者及びその家族等の支援施策	
相談係 (3)		○生活保護、生活困窮者支援に係る面接相談 ○生活困窮者(生活保護受給者を除く)に対する支援事業の決定及び実施 ○指導検査、民生・児童委員打合せ会等の会議、研修の連絡調整 ○受付窓口、代表電話の応対	
入院入所援護係 (1)		○保護受給世帯(長期の入院入所者)に対する保護の決定及び実施 訪問、相談支援、指導指示、保護費の算定及び支給、収入・資産・扶養等の各種調査 ○各課生活援護係からの入院入所に係る受付及び調整 ○入院入所先の医療機関、施設との調整 ○介護扶助のケアプラン入力、介護券の交付 ○介護扶助の適正実施に係る各課への情報提供	
医療援護係 (1)		○医療扶助の適正実施に係る各課への情報提供 ○医療扶助事務に関する各課の一元的な運用管理及び連絡調整	
生活援護係 (19)		○保護受給世帯(居宅・住所不定者)に対する保護の決定及び実施 訪問、相談支援、指導指示、保護費の算定及び支給、収入・資産・扶養等の各種調査	

令和5年1月生活保護世帯、人員の現況比較 速報

		世帯数・人員		前年同月比	前月比	前年同月数	前月数
世帯数	全体	15,447	世帯	- 124世帯 -0.80%	- 41世帯 -0.26%	15,571	15,488
	一課	4,745	世帯	1世帯 0.02%	-7世帯 -0.15%	4,744	4,752
	二課	5,445	世帯	6世帯 0.11%	-15世帯 -0.27%	5,439	5,460
	三課	5,257	世帯	- 131世帯 -2.43%	-19世帯 -0.36%	5,388	5,276

人員	全体	19,454	人	- 379人 -1.91%	- 62人 -0.32%	19,833	19,516
	一課	5,723	人	- 43人 -0.75%	- 9人 -0.16%	5,766	5,732
	二課	6,926	人	- 51人 -0.73%	- 31人 -0.45%	6,977	6,957
	三課	6,805	人	- 285人 -4.02%	- 22人 -0.32%	7,090	6,827

* 区人口に対する保護率

28.28 % (保護人員全体 / 2月1日人口計687,810人、前月比343減)
(前月比0.08減)

世帯類型

高齢者		傷病・障害者		母子	その他		世帯数計
単身	複数	単身	複数		単身	複数	
7,457	671	3,272	531	799	1,920	797	15,447
48.3%	4.3%	21.2%	3.4%	5.2%	12.4%	5.2%	100.0%
8,128		3,803		799	2,717		15,447
52.6%		24.6%		5.2%	17.6%		100.0%

前月比

0.1減

0.2増

同

0.1減

※端数処理の影響で、比率の合計は合わない場合がある。

12月開始件数
134世帯 181人
11月廃止件数
152世帯 172人

令和4年度 現業員(CW及び面接員)1人当たりの持ち件数

1、統計件数

	受給世帯	受給人員	CW数	面接員数	現業員 +	CW1人当りの 世帯数 /	現業員1人当りの 世帯数 /
生活援護第一課	4,752	5,732	60	4	64	79	74
生活援護第二課	5,460	6,957	65	7	72	84	76
生活援護第三課	5,276	6,827	58	4	62	91	85
計	15,488	19,516	183	15	198	85	78
R3.12(1月報告)	15,612	19,894	183	13	196	85	80
伸び率 (4年度/3年度)	99.2%	98.1%	100.0%	115.4%	101.0%	100.0%	97.5%

R4/12月統計(職員数R05/01/01)

当該年度当初との比較

R4.12受給 世帯=A	R4.4受給 世帯=B	増減数	伸び率 (A/B)
4,752	4,747	5	100.1%
5,460	5,405	55	101.0%
5,276	5,347	-71	98.7%
15,488	15,499	-11	99.9%
標準配置数	CW・面接 査察	193 27	80世帯/1人 現業7人/1人
(参考) 本区の査察 指導員配置数	23	一課7(援護係長5/入入係長1 /相談係長1) 二課8(援護係長7/相談係長1) 三課8(援護係長7/相談係長1)	

は12月分統計値
は令和05/01/01時点

2、参考件数

参考件数(下表)は、下記休職等職員を除いて算出

- * 生活援護第一課 …… 7 名 CW:産・育休3名、病休2名、介休0名、その他1名 / 面接員:その他1名
 - * 生活援護第二課 …… 7 名 CW:産・育休4名、病休2名、介休0名 / 面接員:病休0名、産・育休1名
 - * 生活援護第三課 …… 3 名 CW:産・育休2名、病休1名、介休0名 / 面接員:病休0名
- } R5.1.1 現在数

	受給世帯	受給人員	CW数	面接員数	現業員 +	CW1人当りの 世帯数 /	現業員1人当りの 世帯数 /
生活援護第一課	4,752	5,732	54	3	57	88	83
生活援護第二課	5,460	6,957	59	6	65	93	84
生活援護第三課	5,276	6,827	55	4	59	96	89
計	15,488	19,516	168	13	181	92	86

(参考)生活援護第一課

	担当 受給世帯数	CW数(4/1)	CW1人当りの 世帯数
入院入所 援護係	1,206	12	101
上記以外の 援護係	3,546	42	84

ケースワーカーの経験年数について (令和5年4月1日現在)

(人)

経験年数	生活援護第一課	生活援護第二課	生活援護第三課	合計
0年	13	16	21	50
1年	17	16	12	45
2年	10	12	14	36
3年	7	10	11	28
4年	7	6	3	16
5年	0	2	1	3
6年	1	0	1	2
7年	1	1	1	3
9年	0	1	0	1
合計	56	64	64	184

対象：常勤職員、再任用職員（フルタイム）
派遣職員（フルタイム）
再任用職員（短時間）、会計年度任用職員
（フルタイム・短時間）は含まない。

年数換算：1年未満切り上げ

年数：休職・休暇（年次有給休暇除く）・
休業の期間は含まない。

平均年数	1年9月	1年10月	1年7月	1年9月

都提出「福祉事務所生活保護関係職員名簿」（相談係扱）より

<参考>

過去3年のケースワーカー経験年数平均 (各年度4月1日現在)

	生活援護一課	生活援護二課	生活援護三課
令和2年度	2年8月	1年8月	1年11月
令和3年度	2年8月	2年4月	2年2月
令和4年度	2年2月	2年11月	2年0月

生活援護課の業務体制

1 全課に共通する業務について統一運用を確保するため、以下の合議体を設置【全課】

1	生活援護課合同会議	年度末に福祉事務所長以下、各課の代表職員が参集し、次年度の実施方針、制度改正や実務手順の見直し等について認識を共有する
2	生活保護システム定例会	各課で利用する生活保護システムのスケジュール、機能変更、トラブル時の対応等の情報を共有する
3	ケースワーカー合同研修	配属1年目のケースワーカーを対象に実務重視の講義による研修会を行い、必要な知識を習得する
4	生活保護制度運用	制度改正等に伴う変更点の解釈・運用を整理して、情報を共有する
5	ケースワーク業務統一検討	各課における事務処理上の差異を解消し、より効率的な運用に揃える
6	DX推進	全庁的なDX導入の流れに沿って、タブレット端末やAI相談の活用を周知する
7	実施方針	前年度の業務分析により把握した課題を踏まえて、次年度重点的に取り組む業務目標を策定する
8	高等教育進学支援	いわゆる「貧困の連鎖」防止のため、高校の新2・3年生を対象に修学支援制度(授業料等減免・給付型奨学金)等のガイダンスを社会福祉協議会・文化共育部・子ども家庭部と連携して実施する
9	金銭管理支援	生活保護費等の金銭を適正に管理できず、生活に支障をきたしている被保護者に対して金銭管理等の支援を行う
10	遺留金管理	単身高齢者等の死亡後に生じる遺留金の適切な処理方法について手引を策定し、弁済供託等の利用を周知する

2 各課における組織決定のため、以下の会議体を設置【各課単位】

1	ケース診断会議	保護の決定及び実施にあたり、複雑困難な問題を有する世帯に係る援助方針、措置内容等について総合的な検討を行い、組織として取扱いの妥当性及び保護の適正実施を確保する
---	---------	--

3 全課において一律対応が必要な業務をすみやかに周知・実施するため、以下の担当を設置【全課】

1	疑義照会担当	被保護者への個別の処遇において、保護の実施要領等を参照しても判断に苦慮する事案について、東京都保護課に技術的助言を依頼した質疑応答を周知する
2	各種調査担当	厚生労働省・東京都保護課その他の関係機関から例年又は臨時に依頼される照会事項に係る調査の取りまとめ及び回答に対応する
3	マモルくん推進担当	単身高齢者等に不測の事態が発生した場合の早期発見・早期対応に資する民間緊急通報システム「マモルくん」の設置推進に向けた取組みを周知する

生活援護課合同ケースワーカー研修（令和4年度）

回	日時	会場	講義テーマ		講師の担当課
第1回	令和4年4月25日(月) 13:00～17:00	グリーンパレス孔雀1	■新規開始 ■加算	■戸籍・扶養調査 ■手当・29条調査	生活援護第三課
第2回	令和4年5月30日(月) 13:30～17:00	グリーンパレス高砂・羽衣	■医療(1回目) ■他法他施策	■年金	生活援護第二課
第3回	令和4年6月29日(水) 13:30～17:00	グリーンパレス孔雀1	■事務懈怠 ■引継ぎ返還金	■返還金・徴収金 ■課税調査	生活援護第一課
第4回	令和4年7月28日(木) 13:30～17:00	グリーンパレス孔雀1	■停廃止 ■葬祭扶助	■指導指示	生活援護第三課
第5回	令和4年8月29日(月) 13:30～17:00	グリーンパレス孔雀1	■入院・入所 ■介護扶助	■清掃	生活援護第一課
第6回	令和4年9月27日(火) 13:30～17:00	グリーンパレス千歳・芙蓉	■事務所発生 ■専門支援	■自立促進事業	生活援護第二課
第7回	令和4年10月27日(木) 13:30～17:00	グリーンパレス孔雀1	■医療(2回目) ■妊娠・出産	■転居・引継ぎ	生活援護第二課
第8回	令和4年11月29日(火) 13:30～17:00	グリーンパレス孔雀1	■教育扶助 ■進学準備給付金	■生業扶助 ■高校生の自立更生免除	生活援護第三課
第9回	令和4年12月22日(木) 13:30～17:00	グリーンパレス孔雀1	■世帯分離 ■海外渡航	■就労自立給付金 ■年度末・年度始め処理	生活援護第一課

江戸川区で発生した過去の生活保護関係不祥事

No.	事案	概要	所属	CW年齢/性別	CW経験年数
1	生活保護受給者への不適切な言動	生活保護受給者（女性）が担当CWから言葉による性的な嫌がらせを受けた。 公表(H30.7.20)	生活援護第二課	50代/男性	3年目
2	生活保護費支給事務の不適正な取扱い	担当CWが必要な事務手続きを怠ったことにより、保護費の支給が行えず、私費及び保護費返還金を流用して支払った。 公表(R1.7.4)	生活援護第一課	20代/男性	4年目
3	生活保護受給者親族（未成年者）への扶養照会	生活保護受給者の親族に対する扶養調査において、本来、調査対象にならない未成年者へ調査文書を送付した。 公表(R4.12.27)	生活援護第三課	20代/男性	2年目



ともに、生きる。

江戸川区 Press Release

令和5年8月15日

生活保護事務にかかる不適正事案の 判明について

生活保護事務を担当する区職員（ケースワーカー）が、生活保護費の支給に関して不適正な処理を行っていたことが判明しました。

1 事案の概要

生活援護第三課において、ケースワーカーが、生活保護費の支給額を決めるための給与明細などの書類を確認せず、3年以上にわたって推定で計算処理を行っていた。また、正確な収入を把握せず、受給者本人の廃止申請に基づき、保護の廃止を決定した疑いもある。さらに、事案の判明後も10か月にわたり、返還金調査などの取るべき対応を行っていなかった。

2 調査について

本件は、江戸川区内部公益通報の処理に関する要綱に基づく公益通報委員会による調査中事案であるため、区として当該委員会の調査に適切に対応する。また、令和5年8月9日（水）に設置した「生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会」と情報共有し、原因究明と処理の適正化を図る。

3 区の対応

関係者への聴取や内容の調査を現在進めている。今後は調査結果を踏まえ、必要な是正措置等を行ったうえ、改めて結果を公表する予定である。

4 斉藤猛区長のコメント

「生活保護事務の不適正な事案が判明し、生活保護受給者及び区民の皆様の信頼を損ねることになり、大変申し訳なく思っております。当該受給者にお詫び申し上げますとともに、速やかな原因究明と再発防止に向け、組織を挙げて取り組んでまいります。」